

総行行第280号  
総行市第75号  
総行経第15号  
総行デ第37号  
総行公第46号  
令和6年7月2日

各都道府県知事  
各都道府県議会議長  
各指定都市市長  
各指定都市議会議長  
} 殿

総務大臣  
(公印省略)

#### 地方自治法の一部を改正する法律の公布及び施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号。以下「改正法」という。）は、令和6年6月26日に公布され、下記第四に掲げる日から施行することとされました。

本改正は、令和5年12月21日に内閣総理大臣に提出された第33次地方制度調査会の「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」を踏まえたものです。

貴職におかれては、下記事項に御留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

改正法の施行に伴い、今後、必要な政省令の改正等を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

また、各改正事項については、今後、運用等の考え方等を示す予定です。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

## 第一 公金の収納事務のデジタル化及び情報システムの適正な利用等のための規定の整備に関する事項

### 一 公金の収納事務のデジタル化

- 1 地方税共同機構（以下「機構」という。）は、歳入等（地方税その他の政令で定めるものを除く。2及び6において同じ。）の収納に関する事務の合理化及び納入義務者の利便の向上に寄与するため、2の特定収納事務に関する業務を行うものとされたこと。（第243条の2の7第1項関係）

なお、政令で定めるものとしては、第243条の2の7第1項で列挙されているもののほか、地方税と併せて納付される国税（旧地方法人特別税、森林環境税及び特別法人事業税）を検討していること。

- 2 普通地方公共団体の長は、歳入等のうち、納入義務者が総務省令で定める方法により納付するものであって、当該普通地方公共団体の長が定めるもの（4及び6において「特定歳入等」という。）の収納に関する事務（4において「特定収納事務」という。）については、機構に行わせるものとされたこと。（第243条の2の7第2項関係）

なお、総務省令で定める方法については、地方税法（昭和25年法律第226号）第747条の6第2項に規定する「総務省令で定める方法」と同様に、eLTAXを用いた方法を規定することを検討していること。

- 3 eLTAXを活用した公金収納の取組は、住民や事業者の利便性向上のみならず、金融機関や地方公共団体において非効率・高コストとなっているとの指摘がされている収納事務の効率化・合理化につながるなど、大きなメリットがあるものであり、遅くとも令和8年9月までに開始することを目指していることを踏まえ、「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」等を参照し、全国的に共通の取扱いとして eLTAX を活用した納付を可能とする公金（ア及びイ）への対応を着実に進めるとともに、それ以外の公金（ウ）についても eLTAX を活用した納付を可能とすることについて積極的に検討いただきたいこと。

ア いずれの団体においても相当量の取扱件数がある公金（国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料）

イ その性質上、当該地方公共団体の区域外にも納付者が広く所在する、公物の占有に伴う使用料としての性質を有する公金（道路占用料、行政財産目的外使用許可使用料、港湾法上の占用料等、河川法上の流水占用料等など）

ウ 普通会計に属する全ての公金並びに公営事業会計に属する公金のうち水道料金及び下水道使用料（加入金、検査手数料など、水道料金又は下水道使用料を受け入れている口座と同一の口座において受け入れられる関連する公金を含む。）

- 4 普通地方公共団体の長は、2により機構に特定収納事務を行わせるときは、当該特定収納事務に係る特定歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなけ

ればならないこととされたこと。（第243条の2の7第3項関係）

5 地方税法の所要の規定を準用するものとし、同法の規定の準用及び適用について必要な読替えを定めるものとされたこと。（第243条の2の7第4項及び第5項関係）

6 総務大臣は、機構による報告があった場合において、特定徴収金手続用電子情報処理組織の故障その他やむを得ない理由により、納期限までに歳入等の納付をすべき者であって、当該納期限までに当該納付のうち、特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定歳入等の納付の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるときは、この法律又は他の法令（条例を含む。）の規定にかかわらず、対象となる特定歳入等の納付、対象者の範囲及び期日を指定して当該納期限を延長することができるものとされたこと。（第243条の2の7第6項関係）

## 二 情報システムの適正な利用等

1 普通地方公共団体は、事務の種類及び内容に応じ、第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、情報システムを有効に利用するとともに、他の普通地方公共団体又は国と協力して情報システムの利用の最適化を図るよう努めなければならないものとされたこと。（第244条の5第1項関係）

本規定は、地方公共団体が、事務の種類及び内容に応じ、住民福祉の増進や効率的な事務処理の観点から必要があると認めるときに、情報システムを有効に利用するとともに、他の地方公共団体又は国と協力して、例えば、情報システムの広域又は全国規模での共同利用や機能の標準化など、情報システムの利用の最適化に取り組むことにより、住民にとっての利便性の向上や費用及び職員負担の低減などを図ることを想定しているものであること。

2 普通地方公共団体は、情報システムの適正な利用を図るために必要な措置を講じなければならないものとされたこと。（第244条の5第2項関係）

3 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとされたこと。（第244条の6第1項関係）

なお、当該方針については、議会及び長その他の執行機関ごとに定めることとなるが、必要となるセキュリティ対策が概ね同様のものとなるなど別個の方針を定めることが非効率となるような場合に、一つの方針を複数の機関で共同で策定するなど、運用上の工夫を行うことは可能であること。

4 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、3の方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとされたこと。（第244条の6第2項関係）

5 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、3の方針の策定又は変更について、指針を示すとともに、必要な助言を行うものとされたこと。（第244条の6第3項関係）

なお、今後総務大臣が定める指針において、各地方公共団体のセキュリティ対策における基本的な考え方を示す予定であり、当該指針の内容を踏まえて3の方針を策定されたいこと。

- 6 上記1から5までの規定については、第292条の規定により、一部事務組合及び広域連合についても準用されることに留意すること。

## 第二 地域の多様な主体の連携及び協働の推進に関する事項

### 一 市町村と地域の多様な主体の協力

市町村は、基礎的な地方公共団体として、その事務を処理するに当たり、地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これらの主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るようにしなければならないものとされたこと。（第260条の49第1項関係）

### 二 指定地域共同活動団体制度の創設

- 1 市町村長は、一の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、地域的な共同活動を行う団体のうち、地縁による団体その他の団体（当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とするものに限る。）又は当該団体を主たる構成員とする団体であって、次に掲げる要件を備えるものを、その申請により、指定地域共同活動団体として指定することができるものとされたこと。（第260条の49第2項関係）

ア 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（以下「特定地域共同活動」という。）を、地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

イ 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること。

ウ 目的、名称、主としてその活動を行う区域その他の総務省令で定める事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めていること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。

- 2 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動と他の地域的な共同活動を行う団体が行う当該特定地域共同活動と関連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができるものとする。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該調整を図るために必要な措置を講じなければならないものとされたこと。（第260条の49第5項関係）

- 3 市町村は、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、指定地域共同活動団体への事務の委託については、第234条第2項の規定にかかわらず、随意契約によることができるものとされたこと。（第260条の

#### 4 9 第 6 項 関係)

なお、指定都市の締結する特定調達契約（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約をいう。）に該当するものの取扱いについては、改正法の施行に合わせて、今後同令の改正を予定しており、その定めるところによること。

4 市町村は、住民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、第 2 3 8 条の 4 第 1 項の規定にかかわらず、特定地域共同活動の用に供するため、行政財産を指定地域共同活動団体に貸し付けることができるものとされたこと。（第 2 6 0 条の 4 9 第 7 項 関係）

5 市町村長は、指定地域共同活動団体に対し、特定地域共同活動の状況その他必要な事項に関し報告を求めることができるものとするほか、指定地域共同活動団体が 1 の要件を欠くに至ったと認めるとき等は、その改善のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとされたこと。（第 2 6 0 条の 4 9 第 1 0 項 及び 第 1 1 項 関係）

### 第三 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体との関係等の特例に関する事項に関する事項

#### 一 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態

改正法による改正後の地方自治法第 2 編第 1 4 章の規定については、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と地方公共団体の権限と責任を明確化する趣旨のものであり、改正前の「第 1 1 章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」（改正後は第 1 2 章）の特例として、大規模な災害、感染症のまん延その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態（以下「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」と総称する。）に限って適用される国又は都道府県の関与について要件・手続を定めるものであること。

これらの関与は、新第 1 2 章における「国又は都道府県の関与」に該当するものであり、要件・手続は、同章に規定された関与の法定主義（第 2 4 5 条の 2）及び関与の基本原則（第 2 4 5 条の 3）等に則って規定されているほか、国又は都道府県の関与に適用される同章の規定が適用されるものであること。

#### 二 資料及び意見の提出の要求

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関する基本的な方針について検討を行う等のため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に対し、資料又は意見の提出を求めることができるものとされたこと。（第 2 5 2 条の 2 6 の 3 第 1 項 及び 第 2 項 関係）

「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」とは、その及ぼす被害の程度において、大規模な災害、感染症のまん延に類すると規定されているとおり、災害対策

基本法（昭和36年法律第223号）や新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）において、国が役割を果たすこととされている事態に比肩する程度の被害が生じる事態を指すものであり、実際に生じ、又は生じるおそれのある事態の規模、態様等に照らして判断されるものであること。

「発生するおそれがある場合」とは、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が相当な確度で発生する見込みがある場合を指すものであり、客観的・合理的に判断されるものであること。

なお、附帯決議（衆議院総務委員会附帯決議（令和6年5月28日）又は参議院総務委員会附帯決議（令和6年6月18日））において、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、当該事態に適切かつ効果的に対処できるよう、デジタル技術の積極的な利活用や、地方公共団体への情報収集及び連絡のための要員の派遣などによって、関係地方公共団体との双方向での迅速かつ円滑な情報共有・意思疎通に努めること。この際、地方公共団体に過度な負担とならないよう十分に配慮すること」とされていること。

### 三 事務処理の調整の指示

各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国民の生命、身体又は財産の保護のための措置（以下「生命等の保護の措置」という。）の的確かつ迅速な実施を確保するため、都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から、当該都道府県の事務の処理と当該都道府県の区域内の市町村の事務（都道府県が処理することとされている事務のうち、法律又はこれに基づく政令により指定都市、中核市等が処理することとされている事務に限る。）の処理との間の調整を図る必要があると認めるときは、当該都道府県に対し、当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指示をすることができるものとされたこと。（第252条の26の4第1項関係）

「都道府県において、一の市町村の区域を超える広域の見地から（略）調整を図る必要がある」場合とは、都道府県の単位において区域内のリソースの活用や、市町村の区域を超えた生活圈・経済圏の一体性を考慮に入れた対応が必要な場面が考えられること。

また、都道府県による調整の対象となり得る事務は、指定都市及び中核市が処理することとされている事務、地方自治法等に基づく条例による事務処理特例の適用を受ける事務のほか、保健所設置市区が処理することとされている事務など規模・能力に応じて市町村が処理することとされている事務について、今後政令で定めることとしていること。

### 四 生命等の保護の措置に関する指示

- 1 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の

当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、閣議の決定を経て、その必要な限度において、普通地方公共団体に対し、当該普通地方公共団体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置に関し、必要な指示をすることができるものとされたこと。（第252条の26の5第1項関係）

生命等の保護の措置に関する指示に関し、勘案すべき事態の規模、態様及び事態に係る地域の状況については、「規模」とは、被害の地域的、人的な広がりを指し、事態が全国規模である場合や、局所的であっても被害が甚大であるかが、「態様」とは、被害の種別、程度等を指し、例えば、生命・身体に生じさせる危険の重大性などが、「地域の状況」とは、例えば、離島等のへき地であり迅速な対応に課題があるなどの状況が、それぞれ考えられること。

「特に必要があると認めるとき」とは、国の役割として指示を行う必要性が特に認められる場合に限定する趣旨であり、例えば、全国的な観点から、国の責任において広域的な対応や統一的な対応を行う必要性が高く、かつ、国民の生命等の保護のため、助言等ではなく法的な対応義務を課す指示によつて的確かつ迅速な措置を確保する必要性が高い場合などが考えられること。

生命等の保護の措置に関する指示は、「的確かつ迅速」な実施が「特に必要であると認める」場合に、「他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き」、「必要な限度において」、「必要な指示」を行うものとされており、第1条の2第2項において、「国は（略）地方公共団体に関する制度の策定及び施策の実施に当たつて、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにしなければならない」とされていることを踏まえ、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮して行われるものであること。

なお、附帯決議において、「生命等の保護の措置に関する指示については、地方公共団体の自主性及び自立性に極力配慮し、個別法を制定又は改正するいとまがない場合であつて、かつ、当該指示以外の措置では目的を達成することができないと認められる場合に限定してこれを行うようにすること。また、当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする」とされていること。

- 2 各大臣は、1により指示をしようとするときは、あらかじめ、当該指示に係る1の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を適切に把握し、1の生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、二による資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるように努めなければならないものとされたこと。（第252条の26の5第

## 2項関係)

本規定は、1の指示を行うに当たり、国と地方公共団体の間で迅速で柔軟な情報共有・コミュニケーションが確保されるようにし、状況に応じて、十分な協議・調整が行われることが必要であるという趣旨から設けられたものであり、本規定に基づき地方公共団体から提出を受けた資料又は意見を十分踏まえた上で1の指示の行使について検討する必要があることについて各府省に周知を行っていること。

なお、附帯決議において、「生命等の保護の措置に関する指示を行うに当たっては、状況に応じて、あらかじめ関係地方公共団体等との協議を行うなど、事前に関係地方公共団体等と十分に必要な調整を行うこと」、「当該指示の内容は、目的を達成するために必要最小限のものとするとともに、地方公共団体の意見や地域の実情を適切に踏まえたものとする」とされていること。

- 3 1の指示が行われた場合には、各府省において、どのような事態においてどのような国の役割が必要とされたのか、地方公共団体をはじめとする関係者の意見を聴いた上で、適切に検証される必要があり、こうした検証が、個別法の規定のあり方についての見直しの検討も含めた議論の契機とされることが期待されるものであることについて各府省に周知を行っていること。

各大臣は、1の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に報告するものとされたこと。（第252条の26の5第4項）

本規定は、1の指示が行われたときは、国が責任をもって対応すべき事態であるにもかかわらず、個別法に必要な規定が設けられていないことを意味することから、どのような場面でどのような指示があったのか、国会においても適切に検証し、個別法の制定や改正に関する議論につなげていくことを目的としていること。したがって、各大臣は、指示を行ったということに加え、いつ、どのような事態において、どの地方公共団体に対し、どのような措置的的確かつ迅速な実施を確保するためにどのような指示を行ったかなどについて、政府の対応に一定の目途が立った段階で、できるだけ速やかに国会に報告することが求められること。

なお、附帯決議において、「国会報告の内容については、国会における検証と個別法に関する議論に資するものとなるようにすること。また、当該指示について、同様の指示が再度行われることのないよう、地方公共団体等の関係者の意見を聴いた上で十分な事後検証を行い、その結果に基づいて、迅速に個別法の規定の整備に係る必要な法制上の措置を講ずること」とされていること。

- 4 1の指示を含めた法令に基づく指示の要件に該当しない場合において、法定受託事務の処理基準の設定、技術的助言・勧告、情報提供等を行う場合には、その内容、発出の時期・方法等について地方公共団体の自主性・自立性や、事務処理上の必要性にも配慮した上で、これらの法的性格を適切に区分し、明示して行われるべきであり、その内容はこれらの区分に沿ったものとする必要があることについて各府省に周知を行っていること。



## 五 国による応援の要求及び指示等

### 1 普通地方公共団体相互間の応援の要求

普通地方公共団体の長等は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援を求めることができる場合を除き、他の普通地方公共団体の長等に対し、応援を求めることができるものとされたこと。この場合において、応援を求められた普通地方公共団体の長等は、正当な理由がない限り、当該求めに応じなければならないものとされたこと。（第252条の26の6第1項関係）

「正当な理由」とは、応援の求めに応じる余力がない等、求めに応じることが困難な場合があることを指すこと。どのような事情が「正当な理由」に該当するののかについては、事態の性質や応援の求めを受けた地方公共団体の状況等により、個別具体的に判断するものであること。

### 2 都道府県による応援の要求及び指示

ア 都道府県知事は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を除き、市町村長等に対し、他の市町村長等を応援することを求めることができるものとされたこと。（第252条の26の7第1項関係）

イ 都道府県知事は、アによる求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、市町村長等に対し、他の市町村長等を応援すべきことを指示することができるものとされたこと。（第252条の26の7第2項関係）

ウ 応援の調整が必要な場面においては、都道府県と市町村との間で、適切にコミュニケーションを図り、国民の生命等の保護を的確・迅速に行うことが重要であり、状況に応じて都道府県と市町村との間で十分な協議・調整を行うこと。また、応援の要求及び指示が行われる場合においては、応援を行う側の市町村の実情を適切に踏まえること。

### 3 国による応援の要求及び指示

ア 各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある都道府県の知事等（以下3において「事態発生都道府県の知事等」という。）及び当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し又は発生するおそれがある市町村の長等（以下3において「事態発生市町村の長等」という。）の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき応援することを求めることができる場合を除き、当該事態発

生都道府県の知事等以外の都道府県知事等（特に緊急を要すると認めるときは、当該事態発生市町村の長等以外の市町村長等を含む。）に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることができるものとされたこと。（第252条の26の8第2項及び第3項関係）

イ 各大臣は、アによる求めのみによっては応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき応援すべきことを指示することができる場合を除き、事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は事態発生市町村の長等以外の市町村長等に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援すべきことを指示することができるものとされたこと。（第252条の26の8第4項関係）

#### 4 職員の派遣のあっせん

ア 普通地方公共団体の長等は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ずるため必要があると認めるときは、他の法律の規定に基づき職員の派遣のあっせんを求めることができる場合を除き、各大臣又は都道府県知事に対し、第252条の17第1項の規定による職員の派遣についてあっせんを求めることができるものとされたこと。（第252条の26の9第1項関係）

イ 普通地方公共団体の長等は、アによるあっせんがあったときは、その所掌事務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣しなければならないものとされたこと。（第252条の26の10関係）

「著しい支障」とは、職員派遣に応じる余力がない等、あっせんに応じることが困難な場合を指すこと。どのような事情が「著しい支障」に該当するののかについては、事態の性質や職員派遣のあっせんを受けた地方公共団体の状況等により、個別具体的に判断するものであること。

都道府県による職員派遣の調整が必要な場面においては、都道府県と市町村との間で、適切にコミュニケーションを図り、国民の生命等の保護を的確・迅速に行うことが重要であり、状況に応じて都道府県と市町村との間で十分な協議・調整を行うこと。また、職員派遣のあっせんが行われる場合においては、職員の派遣を行う側の市町村の実情を適切に踏まえること。

5 上記2及び4に関して、附帯決議において、「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国又は都道府県による応援の要求及び指示並びに職員の派遣のあっせんについては、個別法による措置が可能な場合には個別法によること。なお、個別法による措置を含めた応援の要求又は指示並びに職員の派遣のあっせんが行われる場合においては、応援や職員の派遣を行う側の地方公共団体の実情を適切に踏まえること」とされていること。

#### 第四 施行期日

改正法は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行するものとされたこと。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行するものとされたこと。（改正法附則第1条関係）

- 一 下記第五の一に関する規定 公布の日
- 二 上記第一の二の3から5までに関する規定 令和8年4月1日
- 三 上記第一の一に関する規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日

#### 第五 その他（改正法の経過措置に関する事項等）

- 一 機構は、上記第四の三に定める日前においても、機構指定納付受託者の指定をすることができるものとされたこと。（改正法附則第2条関係）
- 二 上記第一の二の2から5までの情報システムの適正な利用に関する規定については、地方独立行政法人について準用するものとされ、地方独立行政法人においても、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を講じなければならないものとされたこと。（改正法附則第12条関係）